

日医発第 322 号 (地 I 78)

平成 25 年 7 月 9 日

都道府県医師会長 殿

日本医師会長

横 倉 義 武

### 再生医療に関する広告等への対応について

時下益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。

さて今般、厚生労働省医政局総務課長より各都道府県衛生主管部(局)長等に対し、「再生医療に関する広告等への対応について」の通知が発出されるとともに、本会に対しても協力方依頼がありました。

自由診療で行われている再生医療については、先進医療で認められている治療法等を除き、医療法上、広告することはできません。(医療広告ガイドライン(平成19年4月12日日医発第39号(地I9)にて初版を、平成20年11月13日日医発第829号(地I157)にて改訂版を貴会宛に送付済))。

しかしながら、「厚生科学審議会科学技術部会再生医療の安全性確保と推進に関する専門委員会」において、自由診療を行う医療機関が再生医療に関する広告を行っているとの指摘がなされ、同委員会によりとりまとめられた報告書では、「医療法上の広告規制の遵守を推進することにより、国民が適切な情報を入手できるよう促すことも必要である」とされました。

本件は、都道府県等に対し医療広告ガイドラインの周知徹底及び医療法を遵守していない事例に対する適切な対応を求めるものであります。また医療機関のホームページ上の再生医療に関する表現等に対しても「医療機関のホームページの内容の適切なあり方に関する指針(医療機関ホームページガイドライン)について(平成24年10月23日日医発第710号(地I140)にて貴会宛に送付済)」に従った行政指導も求めております。つきましては、貴会におかれましても本件についてご了知いただくとともに、貴会管下関係機関等への周知方につき、ご高配のほどよろしくお願い申し上げます。

医政総発0611第2号  
平成25年6月11日

公益社団法人 日本医師会会長 殿

厚生労働省医政局総務課長  
( 公 印 省 略 )

再生医療に関する広告等への対応について

標記につきまして、別添のとおり各都道府県、保健所設置市及び特別区衛生主管部（局）長あて通知しましたので、お知らせします。

貴会におかれましては、引き続き、適切な医療広告等の推進に御協力いただきますようお願いいたします。



医政総発0611第1号  
平成25年6月11日

都道府県  
各保健所設置市  
特別区 } 衛生主管部（局）長 殿

厚生労働省医政局総務課長  
( 公 印 省 略 )

### 再生医療に関する広告等への対応について

平素より、医療行政の推進に格別の御高配いただき、厚く御礼申し上げます。

現在自由診療で行われている再生医療については、安全性や有効性が確認されていないものが多くあり、その広告によって不当に誘引された結果、国民に健康被害が生じるおそれもあるため、利用者保護の観点から、先進医療で認められている治療法等を除き、医療法上、広告することはできません（「医業若しくは歯科医業又は病院若しくは診療所に関して広告し得る事項等及び広告適正化のための指導等に関する指針（医療広告ガイドライン）について」（平成19年3月30日付け医政発第0330014号厚生労働省医政局長通知））。

しかしながら、本年3月19日に開催された「第6回厚生科学審議会科学技術部会再生医療の安全性確保と推進に関する専門委員会」において、自由診療を行う医療機関が再生医療に関する広告を行っているとの指摘があり、本年4月18日に取りまとめられた報告書では、「医療法上の広告規制の遵守を推進することにより、国民が適切な情報を入手できるよう促すことも必要である」とされています。

また、本年5月24日には、再生医療の安全性の確保を図ることなどを目的として、「再生医療等の安全性の確保等に関する法律案」が国会へ提出されたところです。

このような中、各自治体において違反広告に対する行政指導等が十分に行われていないとの指摘もなされていることから、貴職におかれましては、国民に対して必要な情報が正確に提供され、適切な医療機関の選択が促されるよう、関係者に対し改めて医療広告ガイドラインについて周知徹底していただくとともに、医療法を遵守していない事例に対しては、適切な対応を講じていただきますようお願いいたします。

また、医療機関のホームページ上にある再生医療に関する表現等に対しても、「医療機関のホームページの内容の適切なあり方に関する指針（医療機関ホームページガイドライン）について（依頼）」（平成24年9月28日付け医政発0928第1号厚生労働省医政局長通知）に従い行政指導を実施していただきますようお願いいたします。